

民法改正による人事労務管理への影響とその対応

2020年4月1日に施行される改正民法は、民法制定以来、121年ぶりの抜本改正で、債権法が大きく見直されます。施行を目前に控える中、杜若経営法律事務所 弁護士岸田 鑑彦 氏をお招きし、人事労務管理に影響する消滅時効、身元保証、法定利率・中間利息控除の改正を中心に、それらの影響と具体的な対応などについて解説していただきます。人事労務担当者など多数のご参加をお待ちしております。

日時

2020年
3月13日(金)
13:30~16:30
(受付開始13:00~)

会場

愛知労働基準協会
第3研修室

名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル9階
地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」下車
南へ徒歩5分
(⑤番出口から地上に出てください。)

参加費

会員 3,000円

(愛知県下の各労働基準協会会員)

非会員 4,000円

※参加費には資料代・消費税を含みます。

定員

80名

※申込期日前でも定員になり次第、締め切らせていただきます。お早めにお申込みください。

主催

公益社団法人愛知労働基準協会

お問い合わせ

公益社団法人愛知労働基準協会 総務部
TEL 052-221-1438 / FAX 052-204-1268
Email: soumu-ark@airouki.or.jp

内 容

13:30~13:35 オリエンテーション

【講演】13:35~16:30

「民法改正による人事労務管理への影響とその対応」

講師：岸田 鑑彦 氏
(杜若経営法律事務所 弁護士)



【講師プロフィール】

使用者側労務専門弁護士として、訴訟、労働審判、労働委員会等あらゆる労働事件の使用者側代理を務めるとともに、労働組合対応として団体交渉に立ち会うほか、企業法務担当者向け、社会保険労務士向けの研修、セミナー講師を多数務めるなど、労働法分野のあらゆる側面において活動している。

【著書】

「労務トラブルの初動対応と解決のテクニック」(日本法令)

「2019年5月成立のパワハラ対策法に対応！事例で学ぶパワハラ防止・対応の実務解説とQ&A」共著：弁護士岸田鑑彦ほか(労働新聞社)

【内容】

- (1) 人事労務に影響する民法改正の概要
- (2) 労働基準法と民法の関係・未払い残業代請求と消滅時効・有給休暇と消滅時効
- (3) 消滅時効の改正により求められる労務管理
- (4) 不法行為、安全配慮義務の消滅時効と損害額
- (5) 身元保証契約のあり方
- (6) 従業員との合意書の取り交わし方
- (7) その他、労務管理上の注意点



○申込期日・方法：参加申込書に必要事項を記載の上、3月6日(金)までにFAXにてお申込みください。
 (定員になり次第締切らせていただきますので、お申込みはお早めをお願いします。)
 参加費は、以下の口座に3月6日(金)までにお振込みください。

振込先	三菱UFJ銀行 鶴舞支店 普通No1599022 公益社団法人愛知労働基準協会
-----	---

- ・振込手数料はご負担いただきますようお願いします。
- ・3月6日(金)以降の参加取消については、参加費はご返金いたしかねますのでご了承ください。

----- 切り取らないでこのまま送信してください -----

○申込み先：公益社団法人愛知労働基準協会 総務部 行 FAX 052-204-1268

申込日 年 月 日

**民法改正による人事労務管理への影響とその対応
 参加申込書 兼 受講票**

区 分 (いずれかに○)	会 員 3,000 円	() 労働基準協会会員 愛知県下の労働基準協会の会員の方は加入する協会名をご記入ください。		
	非会員 4,000 円			
事業場名				受付 No.
所在地	〒			
参加者 職・氏名	所属・役職名	氏名(フリガナ)		申込受付印
連絡担当者 職・氏名	所属・役職名	氏名(フリガナ)		
電話番号		FAX 番号		
E-mail				
振込予定日	年 月 日			
お申込みのきっかけ (いずれかに○)	① () 労働基準協会のHP ② () 労働基準協会からのDM ③ 上司からの推薦 ④ その他 ()			

- ・太枠内のすべてについてご記入ください。FAX 番号は必ず記入していただきますようお願いします。
- ・本申込書中の個人情報は当協会が行う各種セミナーのご案内などに利用させていただくことがあります。
- ・請求書が必要な方は以下に記入してください。押印後、FAX にて返信したものを請求書に代えさせていただきます。
 なお、正式な請求書が必要な場合は別途お送りしますので、右にチェック(☑)をお願いします。【正式な請求書を希望する 】
- ・当協会から受付No、申込受付印を押印した本紙を返信します。お申込み後、1週間経過しても返信がない場合はご連絡ください。

(HP)

請 求 書	年 月 日						
	御中						
金額の先頭に¥マークをご記入ください							
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>							—
ただし 民法改正による人事労務管理への影響とその対応 参加費として							
公益社団法人愛知労働基準協会 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 2-9-26 Tel 052-221-1439							